

(19) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

国官参自保第806号の2  
国自整第355号の2  
平成29年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局 保障制度参事官室長

整備課長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

別添

国官参自保第806号  
国自整第355号  
平成29年3月13日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 保障制度参事官室長

整備課長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」  
 (昭和44年12月26日付け、自保第342号、自整第295号、自車第1393号)

新	旧
<p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令第59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。</p> <p><u>附則(平成29年3月13日 国官参自保第806号、国自整第355号)</u></p> <p><u>1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 別記1の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>別紙</p> <p>1 自動車損害賠償保障法施行規則(以下「規則」という。)第1条の2第1号について              「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することのできる器具をいう。</p> <p>2 規則第1条の2第2号について              (1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙(当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙)等をいう。              (2) 「保険証明書」の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって作成することをいう。              なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の間、</p>	<p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令第59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。</p> <p>別紙</p> <p>1 自動車損害賠償保障法施行規則(以下「規則」という。)第1条の2第1号について              「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することのできる器具をいう。</p> <p>2 規則第1条の2第2号について              (1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙(当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙)等をいう。              (2) 「保険証明書の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって作成することをいう。              なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の間、</p>

間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものととして扱って差し支えない。

3 規則第1条の2第3号について

(1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社及び次の協同組合等をいう。

- ・ 農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・ 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

・ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び協同組合連合会

(2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第2条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとしては、当分の間、次の方法によって作成したものをを用いて差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写、又は、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項の規定により、次の事項を登録情報処理機関に提供したもの（法第9条第2項の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関へ提供することができない場合に限る。）

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあつては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあつては協同組合等名）

なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものととして扱って差し支えない。

3 規則第1条の2第3号について

(1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社及び次の協同組合等をいう。

- ・ 農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・ 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

・ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び協同組合連合会

(2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第2条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとしては、当分の間、次の方法によって作成したものをを用いて差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写したものの

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあつては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあつては協同組合等名）

なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。



ハ、保険契約者名（責任共済の場合）にあつては責任共済契約者名を記載すること。

なお、保険契約者名が、保安基準適合証に記載された使用者の氏名又は名称と同一の場合、当該欄に、「使」の記号を記載して差し支えない。

4 規則第5条の2第6号の2について

保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社	<u>保険契約者名</u>

別記2（略）

4 規則第5条の2第6号の2について

保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社

別記2（略）

(20) 「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」の一部改正について

国官参自保第807号の3  
国自整第357号の3  
平成29年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局 保障制度参事官室長

整備課長

「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国官参自保第807号  
国自整第357号  
平成29年3月13日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 保障制度参事官室長

整備課長

「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」の一部改正について

「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」（昭和48年11月12日付け自保第265号、自整第285号、自車第1012号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」（昭和48年11月12日付け、自保第265号、自整第285号、自車第1012号）新旧対照表

新	旧
<p>指定自動車整備事業者は、自動車使用者から保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下「適合証」という。）の交付の請求があった場合において、自動車使用者が提示した自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間と、適合証の提出により更新されるべき自動車検査証（以下「検査証」という。）の有効期間の全部が重複しないときは、自動車損害賠償責任保険法（以下「自賠法」という。）第9条第1項の規定により適合証を交付してはならないこととなっている。</p> <p>このため、適合証の有効期間（検査の日から15日間）の最終日が旧保険証明書の保険期間の終了する日後であって、新に締結した保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続して、12ヶ月（検査有効期間が1年のもの）又は24ヶ月（検査有効期間が2年のもの）のときは、適合証の有効期間の最終の日に検査を申請した場合、更新される検査証有効期間の全部と重複しないものとなり、指定自動車整備事業者は自動車使用者に対し、1ヶ月の保険期間の追加を求めている。</p> <p>この取扱いによるとき、自動車使用者から旧保険証明書の保険期間の終了日までに検査の申請を行ったときは、保険期間を1ヶ月追加することなく検査証有効期間の更新がされるにもかかわらず、余分な負担を課すものであるとの論議が絶えない。</p> <p>よって、これに対処するため、自動車使用者が検査申請をした場合において提示された保険証明書の保険期間が更新されるべき検査証有効期間の全部と重複しないときは、自賠法第9条第5項の規定により、検査証有効期間が更新されないことも勘案し、指定自動車整備事業者が適合証を自動車使用者に交付しようとする場合における保険証明書の保険期間の確認及び取扱いについては、下記によるよう指導されたい。</p> <p>なお、本主旨は、自動車使用者の自賠責保険にかかる余分な負担を回避するためのものであり、指定自動車整備事業者における自賠責保険の確認義務を軽減するものではないので念のため申し添える。</p>	<p>指定自動車整備事業者は、自動車使用者から保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下「適合証」という。）の交付の請求があった場合において、自動車使用者が提示した自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間と、適合証の提出により更新されるべき自動車検査証（以下「検査証」という。）の有効期間の全部が重複しないときは、自動車損害賠償責任保険法（以下「自賠法」という。）第9条第4項の規定により適合証を交付してはならないこととなっている。</p> <p>このため、適合証の有効期間（検査の日から15日間）の最終日が旧保険証明書の保険期間の終了する日後であって、新に締結した保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続して、12ヶ月（検査有効期間が1年のもの）又は24ヶ月（検査有効期間が2年のもの）のときは、適合証の有効期間の最終の日に検査を申請した場合、更新される検査証有効期間の全部と重複しないものとなり、指定自動車整備事業者は自動車使用者に対し、1ヶ月の保険期間の追加を求めている。</p> <p>この取扱いによるとき、自動車使用者から旧保険証明書の保険期間の終了日までに検査の申請を行ったときは、保険期間を1ヶ月追加することなく検査証有効期間の更新がされるにもかかわらず、余分な負担を課すものであるとの論議が絶えない。</p> <p>よって、これに対処するため、自動車使用者が検査申請をした場合において提示された保険証明書の保険期間が更新されるべき検査証有効期間の全部と重複しないときは、自賠法第9条第2項の規定により、検査証有効期間が更新されないことも勘案し、指定自動車整備事業者が適合証を自動車使用者に交付しようとする場合における保険証明書の保険期間の確認及び取扱いについては、下記によるよう指導されたい。</p> <p>なお、本主旨は、自動車使用者の自賠責保険にかかる余分な負担を回避するためのものであり、指定自動車整備事業者における自賠責保険の確認義務を軽減するものではないので念のため申し添える。</p>

記	記
<p>1 適合証の交付にかかわる保険期間の確認について 自動車使用者から提示のあった保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続したものであって、旧保険期間の終了日に検査を申請した場合に更新されるべき検査有効期間の全部と重複し、かつ、旧保険期間の終了日まで確実に検査の申請を行うことについて当該使用者からの明示の意思表示がある場合は、当該保険証明書の保険期間と更新されるべき検査有効期間の全部と重複するものとし、適合証を交付することができる。</p> <p>2 適合証への記載等について 指定自動車整備事業者は、前記の取扱いを行ったときは、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に別記様式による欄を設け、自動車使用者から当該指定自動車整備事業者に提示された保険証明書の保険期間のまま、当該適合証の提出により検査有効期間を更新することができる最終の検査申請日（以下「最終日」という。）を明りように記載すること。 <u>ただし、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供する場合は、最終日を登録情報処理機関へ提供すること。</u></p> <p>3 自動車使用者に対する指導について 指定自動車整備事業者は、前記の取扱いにより適合証を自動車使用者に交付する際、当該保安基準適合証に記載した最終日までに検査の申請を行わないときは、当該使用者が提示した保険証明書の保険期間は、更新されるべき検査有効期間の全部と重複しないものとして取り扱われ、最終日を過ぎて検査の申請を行う場合は、保険期間を1ヶ月分追加しなければならないことを明確に教示する等、検査有効期間の更新手続きが円滑に行われるための指導を自動車使用者に対し十分に行うこと。</p> <p>4 道路運送車両法第94条の8（保安基準適合証の交付の停止等）の適用について</p>	<p>1 適合証の交付にかかわる保険期間の確認について 自動車使用者から提示のあった保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続したものであって、旧保険期間の終了日に検査を申請した場合に更新されるべき検査有効期間の全部と重複し、かつ、旧保険期間の終了日まで確実に検査の申請を行うことについて当該使用者からの明示の意思表示がある場合は、当該保険証明書の保険期間と更新されるべき検査有効期間の全部と重複するものとし、適合証を交付することができる。</p> <p>2 適合証への記載等について 指定自動車整備事業者は、前記の取扱いを行ったときは、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に別記様式による欄を設け、自動車使用者から当該指定自動車整備事業者に提示された保険証明書の保険期間のまま、当該適合証の提出により検査有効期間を更新することができる最終の検査申請日（以下「最終日」という。）を明りように記載すること。</p> <p>3 自動車使用者に対する指導について 指定自動車整備事業者は、前記の取扱いにより適合証を自動車使用者に交付する際、当該保安基準適合証に記載した最終日までに検査の申請を行わないときは、当該使用者が提示した保険証明書の保険期間は、更新されるべき検査有効期間の全部と重複しないものとして取り扱われ、最終日を過ぎて検査の申請を行う場合は、保険期間を1ヶ月分追加しなければならないことを明確に教示する等、検査有効期間の更新手続きが円滑に行われるための指導を自動車使用者に対し十分に行うこと。</p> <p>4 道路運送車両法第94条の8（保安基準適合証の交付の停止等）の適用について</p>

指定自動車整備事業者が前記の取扱いを行うに当たり、次の事項に該当したときは同法第94条の8第1項第5号に違反するものとして、同法第94条の8(保安基準適合証の交付の停止等)の規定が適用される。

(1) 保安基準適合証及び保安基準適合証(控)のいずれにも最終日を記載せず、適合証を交付したとき。

(2) 道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供した場合であつて、最終日が登録情報処理機関へ提供されなかつたとき。

(3) 適合証等の記載された最終日において、記入されるべき検査証有効期間と保険期間が重複しないとき。

別記

最終の検査申請日	年 月 日
----------	-------

附則(平成29年3月13日 国官参自保第807号、国自整第357号)

1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。

指定自動車整備事業者が前記の取扱いを行うに当たり、次の事項に該当したときは同法第94条の8第1項第5号に違反するものとして、同法第94条の8(保安基準適合証の交付の停止等)の規定が適用される。

(1) 保安基準適合証及び保安基準適合証(控)のいずれにも最終日を記載せず、適合証を交付したとき。

(3) 適合証等の記載された最終日において、記入されるべき検査証有効期間と保険期間が重複しないとき。

別記

最終の検査申請日	年 月 日
----------	-------

(21)「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について

国自整第359号の3  
平成29年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国自整第 359 号  
平成 29 年 3 月 13 日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱い  
について」の一部改正について

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」  
(平成 7 年 3 月 27 日付け、自技第 43 号、自整第 63 号) を別添新旧対照表のと  
おり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、関係団体には別紙のとおり通知したので申し添える。



「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」（平成7年3月27日付け、自技第43号、自整第63号）新旧対照表

新	旧
<p>道路運送車両法の一部を改正する法律（平成6年法律第86号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が公布され、本年7月から施行されたこととなったところであるが、改正後の道路運送車両法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については別紙 <u>1、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等について</u>は別紙 <u>2</u> によることとしたので、関係者に対し業務の実施に遺漏なきよう、その周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、「保安基準適合証及び保安基準適合標章の取扱いについて」（昭和44年自整第294号）は省令の施行日の前日をもって廃止する。</p> <p>附則（平成22年1月19日 国自技第248号、国自整第120号）</p> <p>1. 本改正規定は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、別紙第1項(3)を加える改正規定及び別紙第4項(2)③の改正規定（別紙1(3)①に規定する一連番号に関する情報に係るものに限る。）は、平成22年5月1日から施行する。</p> <p>2. 施行前に指定自動車整備事業者が配布を受けた適合証綴にあっては、なお従前の例によるものとする。</p> <p><u>附則（平成29年3月13日 国自整第359号）</u></p>	<p>道路運送車両法の一部を改正する法律（平成6年法律第86号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が公布され、本年7月から施行されたこととなったところであるが、改正後の道路運送車両法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については別紙 <u>「保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」</u>によることとしたので、関係者に対し業務の実施に遺漏なきよう、その周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、「保安基準適合証及び保安基準適合標章の取扱いについて」（昭和44年自整第294号）は省令の施行日の前日をもって廃止する。</p> <p>附則（平成22年1月19日 国自技第248号、国自整第120号）</p> <p>1. 本改正規定は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、別紙第1項(3)を加える改正規定及び別紙第4項(2)③の改正規定（別紙1(3)①に規定する一連番号に関する情報に係るものに限る。）は、平成22年5月1日から施行する。</p> <p>2. 施行前に指定自動車整備事業者が配布を受けた適合証綴にあっては、なお従前の例によるものとする。</p>

1. 本改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領

1 用紙

- (1) 保安基準適合証（限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。）及び保安基準適合標章（以下「適合標章」という。）となるべき用紙は、次の表のとおりワンライテイング方式として編成されていること。

編成	種類	用途
上葉	保安基準適合証（控） 限定保安基準適合証（控）	指定自動車整備事業者の交付控とする。
中葉	保安基準適合証 限定保安基準適合証	指定自動車整備事業者の交付用とする。
下葉	保安基準適合標章	指定自動車整備事業者の交付用とする。

- (2) (1)の表中の各葉に、指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）（以下「指定規則」という。）第 1 号様式及び第 2 号様式その他保険証明書に係る事項の欄等関係通達により求められるものが、印刷されていること。

- (3) (1)の表中の各葉に、次に掲げる不正防止対策が施されていること。

- ① 指定規則第 1 号様式及び第 2 号様式（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに上葉・中葉・下葉からなる一組ごとに固有の 9

別紙

保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領

1 用紙

- (1) 保安基準適合証（限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。）及び保安基準適合標章（以下「適合標章」という。）となるべき用紙は、次の表のとおりワンライテイング方式として編成されていること。

編成	種類	用途
上葉	保安基準適合証（控） 限定保安基準適合証（控）	指定自動車整備事業者の交付控とする。
中葉	保安基準適合証 限定保安基準適合証	指定自動車整備事業者の交付用とする。
下葉	保安基準適合標章	指定自動車整備事業者の交付用とする。

- (2) (1)の表中の各葉に、指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）第 1 号様式及び第 2 号様式その他保険証明書に係る事項の欄等関係通達により求められるものが、印刷されていること。

- (3) (1)の表中の各葉に、次に掲げる不正防止対策が施されていること。

- ① 指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）第 1 号様式及び第 2 号様式（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに

桁の一連番号が印刷されていること。

- ② 中葉に地紋が印刷されていること。なお、一部の地紋は蛍光インクにより印刷されていること。
- ③ 下葉に、表面を複写した場合複写した紙にのみ複写をしたものであることが明確に分かる地紋が出る用紙が使用されていること、及び、表面に地紋が印刷されていること。

## 2 記載方法

- (1) 適合証及び適合標章への記載は、ワンライティング方式であるので、保安基準適合証(控)(限定保安基準適合証(控))として使用する場合を含む。以下「適合証(控)」という。)にボールペン等で記載すること。
- (2) 指定番号欄には、当該指定自動車整備事業者(以下「指定整備事業者」という。)に付された指定番号を記載すること。
- (3) 交付番号欄には、指定整備事業者における適合証の交付順による暦年又は年度ごとで、別紙2の1(1)と重複しない一連番号を記載すること。
- (4) 自動車検査員の証明欄には、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)(以下「法」という。)第94条の5第4項の点検及び検査を行った全ての自動車検査員が署名及び押印すること。

ただし、当該証明欄に点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の署名及び押印が困難となるときは、当該証明欄の自動車検査員の署名に続き、外何名と記載し、この自動車検査員の署名及び押印は適合証及び適合標章の余白に行うこと。また、自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の実務を行った年月日とすること。

上葉・中葉・下葉からなる一組ごとに固有の9桁の一連番号が印刷されていること。

- ② 中葉に地紋が印刷されていること。なお、一部の地紋は蛍光インクにより印刷されていること。
- ③ 下葉に、表面を複写した場合複写した紙にのみ複写をしたものであることが明確に分かる地紋が出る用紙が使用されていること、及び、表面に地紋が印刷されていること。

## 2 記載方法

- (1) 適合証及び適合標章への記載は、ワンライティング方式であるので、保安基準適合証(控)(限定保安基準適合証(控))として使用する場合を含む。以下「適合証(控)」という。)にボールペン等で記載すること。
- (2) 指定番号欄には、当該指定自動車整備事業者(以下単に「指定整備事業者」という。)に付された指定番号を記載すること。
- (3) 交付番号欄には、指定整備事業者における適合証の交付順による暦年又は年度ごとの一連番号を記載すること。

- (4) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)(以下「法」という。)第94条の5第4項の点検及び検査を、複数の自動車検査員が分担して行った場合の自動車検査員の証明欄には、最後に検査の実務を行った自動車検査員の氏名を含めて記名及び押印すること。この場合において、当該証明欄に点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の記名及び押印が困難となるときは、当該証明欄の自動車検査員の記名に続き、外何名と記載し、この自動車検査員の記名及び押印は適合証及び適合標章の余白に行うこと。また、自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の実務を行った年月日とすること。

<p>(5) 指定整備事業者の氏名又は名称及び所在地等の欄には、ゴム印により各葉ごとに押印しても差し支えない。</p> <p>(6) 次の欄には、当該自動車検査証等の該当事項を転記すること。 イ使用者 ロ乗車定員 ハ最大積載量 ニ用途 ホ車両総重量</p> <p>(7) 保険期間欄には、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間（自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間）を転記すること。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日及び最後の保険証明書に係る保険期間の最後の日を転記することとする。</p> <p>(8) 適合標章の有効期間起算日を表示する欄には、ボールペン等により黒色で記載すること。</p> <p>(9) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、<u>所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字</u>すること。</p> <p>(10) 適合標章（表）の自動車登録番号又は車両番号欄には、サインペン等により黒色で記載すること。</p> <p>3 適合標章の表示</p> <p><u>削除</u></p>	<p>(5) 指定整備事業者の名称及び所在地等の欄には、ゴム印により各葉ごとに押印しても差し支えない。</p> <p>(6) 次の欄には、当該自動車検査証等の該当事項を転記すること。 イ使用者 ロ乗車定員 ハ最大積載量 ニ用途 ホ車両総重量</p> <p>(7) 保険期間欄には、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間（自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間）を転記すること。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日及び最後の保険証明書に係る保険期間の最後の日を転記することとする。</p> <p>(8) 適合標章の有効期間起算日を表示する欄には、ボールペン等により黒色で記載すること。</p> <p>(9) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、<u>所定のゴム印を用いて赤色スタンプインクにより明瞭に押印</u>すること。</p> <p>(10) 適合標章（表）の自動車登録番号又は車両番号欄には、サインペン等により黒色で記載すること。</p> <p>3 適合標章の表示</p> <p>(1) <u>適合標章を交付した場合には、法第94条の6第1項の規定により適合標章の番号を指定整備記録簿に記載すること。</u></p> <p>(2) 「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成20年国土交通省令第59号）による改正後の適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次の①～③のいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条の規定に注意すること。</p>
--	---



<p>① 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。</p> <p>② ①に掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。</p> <p>③ ①若しくは②による表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。</p> <p><u>(2)</u> 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。</p> <p><u>(3)</u> 2(4)の取扱いにより、適合標章の余白に自動車検査員の署名及び押印がある場合は、当該余白部を折り返し、適合標章と併合して表示するよう依頼者に対して教示すること。</p> <p><u>(4)</u> 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。</p> <p>4 用紙配布等</p> <p>(1) 各地方自動車整備振興会（以下「自動車整備振興会」という。）は、適合証及び適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合証綴」という。）を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。</p>	<p>① 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。</p> <p>② ①に掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。</p> <p>③ ①若しくは②による表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。</p> <p><u>(3)</u> 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。</p> <p><u>(4)</u> 2(4)の取扱いにより、適合標章の余白に自動車検査員の記名及び押印がある場合は、当該余白部を折り返し、適合標章と併合して表示するよう依頼者に対して教示すること。</p> <p><u>(5)</u> 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。</p> <p>4 用紙配布等</p> <p>(1) 各地方自動車整備振興会（以下<u>単に</u>「自動車整備振興会」という。）は、適合証及び適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合証綴」という。）を、指定自動車整備事業者からの求めに応じ、配布すること。</p>
---	---

<p>(2) 自動車整備振興会は、次の各号に掲げるところにより、適合証綴の保管及び配布について管理すること。</p> <p>① 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。</p> <p>② 配布台帳（別表1及び別表2）を作成すること。</p> <p>③ 適合証綴を授受した場合、速やかに適合証綴の表紙に綴番号を押し、配布台帳（別表1）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に1(3)①に規定する一連番号に関する情報を、記入すること。</p> <p>④ 印刷不良等の適合証綴については、処理状況を配布台帳（別表1）の備考欄に記入すること。</p> <p>⑤ 適合証綴を指定自動車整備業者に配布する際は、次の各号に掲げるところによること。</p> <p>イ 配布台帳（別表2）に記入すること。</p> <p>ロ 当該指定自動車整備事業者の授受出納簿(5(1)の規定に基づき作成されたもの（別表3））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。</p> <p>(3) 自動車整備振興会は、適合証綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合証綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。</p> <p>5 交付状況の把握等</p> <p>(1) 指定整備事業者は、適合証綴の授受出納簿（別表3）を作成し、適合証綴の收受状況を把握すること。</p> <p>(2) 指定整備事業者は、適合証綴の保管責任者を定め、管理すること。</p> <p>(3) 指定整備事業者は、適合証及び適合標準章の交付状況を把握すること。</p>	<p>(2) 自動車整備振興会は、次の各号に掲げるところにより、適合証綴の保管及び配布について管理すること。</p> <p>① 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。</p> <p>② 配布台帳（別表1及び別表2）を作成すること。</p> <p>③ 適合証綴を授受した場合、速やかに適合証綴の表紙に綴番号を押し、配布台帳（別表1）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に1(3)①に規定する一連番号に関する情報を、記入すること。</p> <p>④ 印刷不良等の適合証綴については、処理状況を配布台帳（別表1）の備考欄に記入すること。</p> <p>⑤ 適合証綴を指定自動車整備業者に配布する際は、次の各号に掲げるところによること。</p> <p>イ 配布台帳（別表2）に記入すること。</p> <p>ロ 当該指定自動車整備事業者の授受出納簿(5(1)の規定に基づき作成されたもの（別表3））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。</p> <p>(3) 自動車整備振興会は、適合証綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合証綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定自動車整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。</p> <p>5 交付状況の把握等</p> <p>(1) 指定自動車整備事業者は、適合証綴の授受出納簿（別表3）を作成し、適合証綴の收受状況を把握すること。</p> <p>(2) 指定自動車整備事業者は、適合証綴の保管責任者を定め、管理すること。</p> <p>(3) 指定自動車整備事業者は、適合証及び適合標準章の交付状況を把握すること。</p>
--	--

- (4) 指定整備事業者は、適合証綴を使用後2年間保存しておくこと。
- (5) 指定整備事業者は、次に掲げる不正防止対策を講ずること。
- ① 適合証又は適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該適合証及び適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。
- ② 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。
- ③ 電算機により適合証又は適合標章の記載（自動車検査員の氏名及び印を除く。）を行う場合は、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して使用することは差し支えないが、散逸しないよう注意し、適合証綴の使用が終了した時点で確実に編綴、保存すること。

別紙2

電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領

1 登録情報処理機関に提供する情報

法第94条の5第2項、第3項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報（以下「電子適合証」という。）は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能  
なシステムへの入力により行う。

ただし、法第16条第1項の申請に基づき抹消登録を受けた自動車並びに法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。

- (1) 暦年又は年度ごとに一連で、別紙1の2(3)と重複しない交付番号

- (4) 指定自動車整備事業者は、適合証綴を使用後2年間保存しておくこと。
- (5) 指定自動車整備事業者は、次に掲げる不正防止対策を講ずること。
- ① 適合証又は適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該適合証及び適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。
- ② 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。
- ③ 電算機により適合証又は適合標章の記載（自動車検査員の氏名及び印を除く。）を行う場合は、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して使用することは差し支えないが、散逸しないよう注意し、適合証綴の使用が終了した時点で確実に編綴、保存すること。

(新設)

- (2) 電子適合証の交付日
- (3) 指定整備事業者の氏名又は名称
- (4) 事業場の名称及び所在地
- (5) 検査年月日  
 法第94条の5第4項の点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後に検査の実務を行った年月日とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。
- (6) 自動車検査員の氏名  
 法第94条の5第4項の点検及び検査を行った自動車検査員の氏名とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。
- (7) 自動車登録番号又は車両番号
- (8) 車台番号
- (9) 使用者の氏名又は名称及び住所  
 予備検査にあつては所有者の氏名又は名称及び住所とする。
- (10) 乗車定員、最大積載量、用途、車両総重量
- (11) 保険期間  
 保険証明書の保険期間(自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間)とする。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日から最後の保険証明書にかかる保険期間の最後の日とする。
- (12) 当該指定整備事業者に付された指定番号に基づく整備工場コード
- 2 適合標章の用紙



適合標章となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合証の交付時のみに使用する専用紙であること。

(1) 指定規則第2号様式(表面又は裏面)の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに固有の一連番号が印刷されていること。

(2) 表面に地紋が印刷されていること。

### 3 適合標章の記載方法

(1) 適合標章(表)の有効期間起算日を表示する欄及び自動車登録番号又は車両番号欄はプリンタにより黒色で印字すること。

(2) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。

(3) 適合標章(裏)には、上記1(1)から(11)と同一の情報をプリンタにより印字すること。

(4) 適合標章(裏)の自動車検査員の証明欄には、法第94条の5第4項の点検及び検査を行った全ての自動車検査員が押印すること。

### 4 適合標章の表示

(1) 適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次の①～③のいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第29条の規定に注意すること。

① 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

② ①に掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であつ

て運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

③ ①若しくは②による表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。

(2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。

(3) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

#### 5 用紙配布等

(1) 自動車整備振興会は、適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合標章綴」という。）を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。

(2) 自動車整備振興会は、次の各号に掲げるところにより、適合標章綴の保管及び配布について管理すること。

① 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。

② 配布台帳（別表4及び別表5）を作成すること。

③ 適合標章綴を授受した場合、速やかに適合標章綴の表紙に綴番号を押し、配布台帳（別表4）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に2(1)に規定する一連番号に関する情報を、記入すること。

④ 印刷不良等の適合標章綴については、処理状況を配布台帳（別表4）の備考欄に記入すること。

⑤ 適合標章綴を指定整備事業者に配布する際は、次の各号に掲げるところによること。

イ 配布台帳（別表5）に記入すること。

ロ 当該指定整備事業者の授受出納簿（6(1)の規定に基づき作成されたもの（別表6））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。

(3) 自動車整備振興会は、適合標章綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合標章綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

## 6 交付状況の把握等

(1) 指定整備事業者は、適合標章綴の授受出納簿（別表6）を作成し、適合標章綴数の収受状況を把握すること。

(2) 指定整備事業者は、適合標章綴の保管責任者を定め、管理すること。

(3) 指定整備事業者は、電子適合証及び適合標章の交付状況を把握し、1(1)から(12)の情報を2年間管理保存すること。

(4) 法第94条の5第2項における登録情報処理機関である一般社団法人日本自動車整備振興会連合会は、指定整備事業者が6(3)を実施できるよう、電子適合証及び適合標章の交付状況を管理すること。

(5) 指定整備事業者は、電子適合証の作成にかかる以下の権限についてそれぞれ固有の識別番号（ID）及び暗証番号（パスワード）等を定め、適切に管理し、当該番号等が不正に使用されないための措置を講ずること。

① 指定整備事業者の事業場を管理する権限

② 指定整備事業者の事業場の職員を管理する権限

③ 電子適合証に係る情報を登録する権限

④ 自動車検査員に係る権限

⑤ 電子適合証に係る情報を起票及び入力する権限

(6) 指定整備事業者は、適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面を抹して、当該適合標章を2年間保存すること。

(7) 指定整備事業者は、法第94条の5第2項における承諾を書面又は電磁的方法により2年間保存すること。

別表1 適合証綴配布台帳 (元帳) 振興会用

日付	受		支		出		残		備考	取扱者印
	綴数	綴番号 自 至	綴数	綴番号 自 至	綴数	綴番号 自 至	綴数	綴番号 自 至		
12 15	1,000	1~1000							全官報より	
12 16			10	1~10	900	11~1000			〇〇指定工場へ	
"			15	11~25	975	26~ "			"	

別表2 適合証綴配布台帳（仕分帳）

振興会用（指定整備工場ごととする）

事業者及び 事業場の名称		指定番号											
		日付	綴数	綴番号		備考	受領印	日付	綴数	綴番号		備考	受領印
自	至			自	至								
12	16	10	1	10									
2	1	20	101	120									
3	1	30	601	630									

別表3 適合証綴授受納簿

指定整備工場用

事業者及び 事業場の名称		指定番号		使用						残 綴 数	考 備	取扱者印		
				受 入	綴 番 号	適 合 証 交 付 書 損	標 交	章 付	振 興 会			工 場		
日	付	綴 数	綴 番 号 自	綴 番 号 至										
12	16	15	11	25										
2	1				11	49	1	40		14				
3	1				12	48	2	45		13				

別表4 【電子適合証用】適合標準綴配布台帳（元帳） 振興会 用

日付	受		支		出		残		備考	取扱者印
	綴数	綴番号 自 至	綴数	綴番号 自 至	綴数	綴番号 自 至	綴数	綴番号 自 至		
12 15	1,000	1~1000							全官報より	
12 16			10	1~10	900	11~1000			〇〇指定工場へ	
〃			15	11~25	975	26~	〃			



別表5 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳（仕分帳） 振興会用（指定整備工場ごととする）

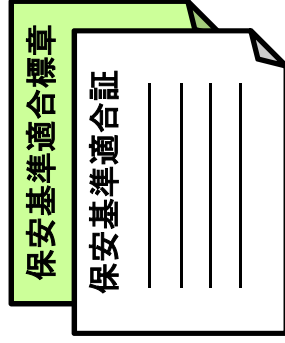
事業者及び 事業場の名称		指定番号														
日	付	綴	数	綴番号		備考	受者 領印	日	付	綴	数	綴番号		備考	受者 領印	
				自	至							自	至			
12	16	10	10	1	10											
2	1	20	101	120												
3	1	30	601	630												

別表6 【電子適合証用】適合標章綴授受出納簿 指定整備工場用

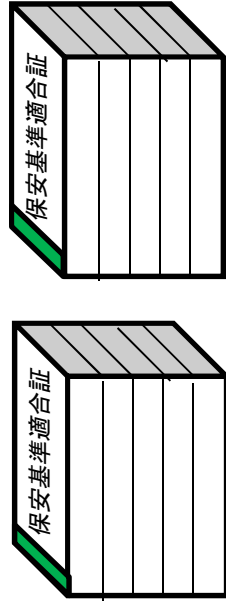
事業者及び 事業場の名称		受入		使用		残綴数	備考	取扱者印	
				綴番号	綴番号			適合標章 交付印刷不良等	振興会
日付	綴数	自	至	綴番号					
12	15	11	25						
2	1			11	49	1			
3	1			12	48	2			

## 保安基準適合証の電子化

### 【現行】

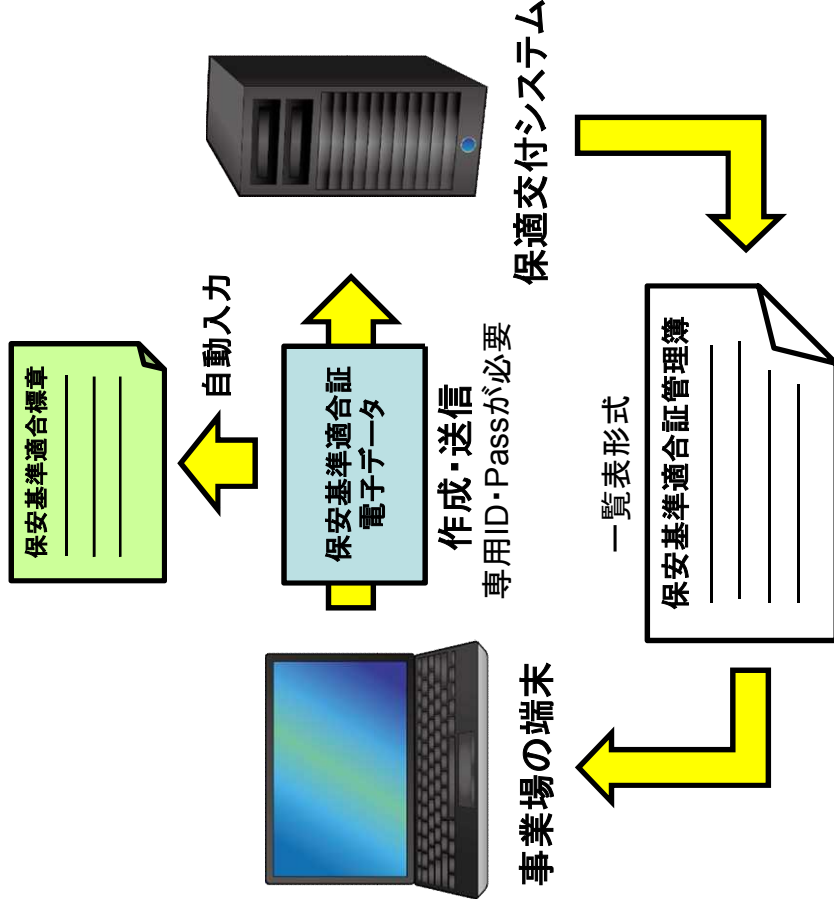


- ・ 手書き又はプリンタで作成
- ・ 訂正する場合は訂正印が必要
- ・ 標準の一部はスタンプ
- ・ 自署・押印箇所あり



保安基準適合証の綴りを保管

### 【電子】



- ・ 電子保適のデータは保適交付システムより閲覧可能
- ・ 必要に応じ、管理簿をダウンロードして保存

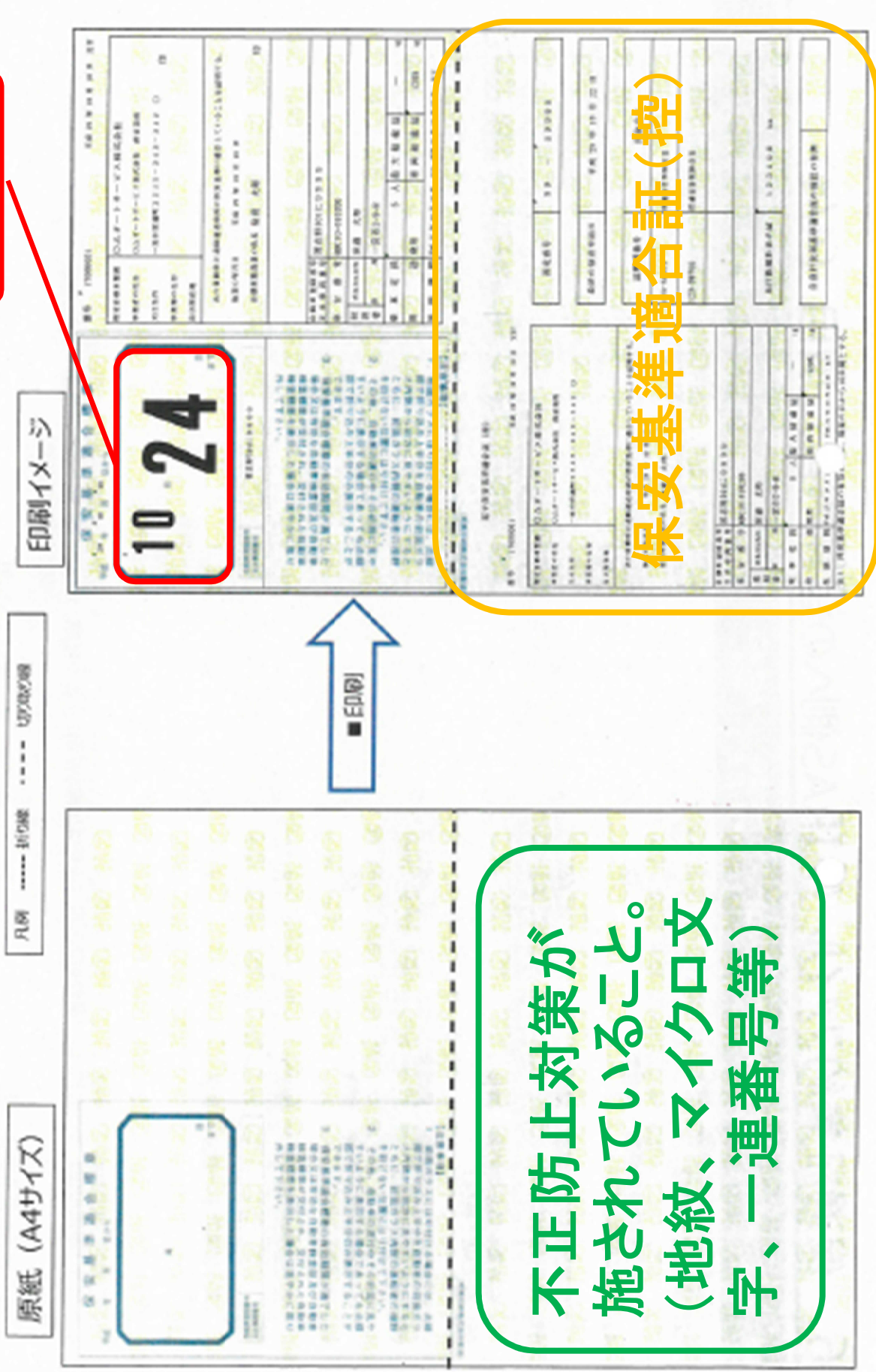
- ・ ペーパーレスによる省スペース化
- ・ 業務の効率化(記載もれ、誤りを自動チェック)

## 保安基準適合証(紙、電子)の取扱い比較

	紙			電子(新設)
	1 セ ツ ト	上葉 中葉 下葉	保安基準適合証(控) 保安基準適合証 保安基準適合標準章	
用紙 (不正防止対策が 施された専用紙)				なし(保安基準適合標準章交付時に印刷可) なし(保安基準適合証の記載事項を送信) 50枚 綴り 保安基準適合標準章
保安基準適合証 の記載方法	手書き又はプリンタで記載			システムを用いて入力
	検査員氏名は自署、押印			検査員氏名は専用IDと暗証番号で本人確認を行い、入力
	交付時に事業者印を押印			事業者専用IDと暗証番号で本人確認を行い、交付
保安基準適合標 章の記載方法	有効期間満了日はスタンプ又はプリンタ印字			有効期間満了日はスタンプ又はプリンタ印字
	有効期間満了日は赤色又は黒色			有効期間満了日は赤色又は黒色
	検査員氏名は自署、押印			保安基準適合証に入力された情報をプリンタ印字して押印
交付状況の把握	適合証綴りを2年間保存			保安基準適合証交付システムにより交付状況を把握し、 2年間管理保存(必要に応じ、ダウンロードして保存)
ID管理	なし			管理者、登録者、自動車検査員、入力権限等の管理
依頼者の承諾	なし			書面又は電磁的方法により2年間保存
用紙配布	保安基準適合証綴り 振興会……配布台帳 指定工場……授受出納簿			保安基準適合標準章綴り 振興会……配布台帳 指定工場……授受出納簿

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて  
 (平成7年3月27日、自技第43号、自整第63号)

保安基準適合標章専用紙  
 (電子保安基準適合証交付時専用)



電子保安基準適合証(標準)管理簿イメージ

保安基準適合証 (標準) 管理簿

2018年 01月分

保適証番号	交付年月日	保適交付者	車台番号	自動車登録番号情報	用途	検査種別			適合証区分		自動車検査員氏名	検査年月日	使用者氏名 または名称	最終検査 申請日	保険期間 (自)	保険期間 (至)	標準発行 区分
						中古 新規 検査	中古 予備 検査	継続 検査	保適証	限定 保適証							
28000001	2018/01/10	保適 登録男		尾張小牧 3 33 わ 9 999	乗用			○			検査 一男 検査 二男 シドウシヤ検査 ジドウ シヤ三男 検査 四男 検査 五男	2018/01/01 2018/01/02 2018/01/03 2018/01/04 2018/01/05	私用 一緒	2018/01/01	2019/01/01	2019/01/01	発行
28000002	2018/01/11	保適 登録女			乗用			○			検査 一男	2018/01/06	私用 二緒	2018/01/02	2019/01/02	2019/01/02	未発行

- ・ 保安基準適合証の情報は、保安基準適合証交付システムより閲覧可能。
- ・ 指定整備工場は、管理簿を必要に応じてダウンロードし、事業場に保存。

その他留意事項

指定整備事業者は、電子保安基準適合証の入力に係る権限について管理し、不正に使用されなないための措置を講ずること。

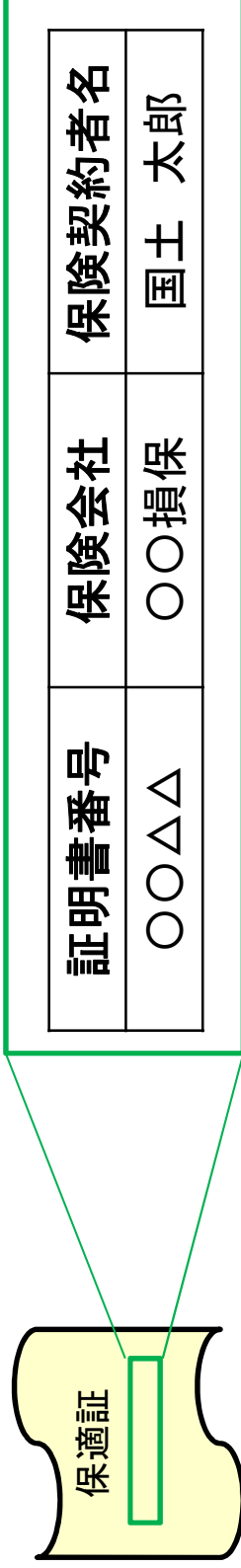
- ① 指定整備事業者の事業場を管理する権限
- ② 指定整備事業者の事業場の職員を管理する権限
- ③ 電子保安基準適合証に係る情報を登録する権限
- ④ 自動車検査員に係る権限
- ⑤ 電子保安基準適合証に係る情報を起票及び入力する権限



**継続検査手続きの際、保安基準適合証とともに自賠責証明書本紙の提示又は写しの提出が義務付けられている。(自動車損害賠償保障法第9条第1項)**

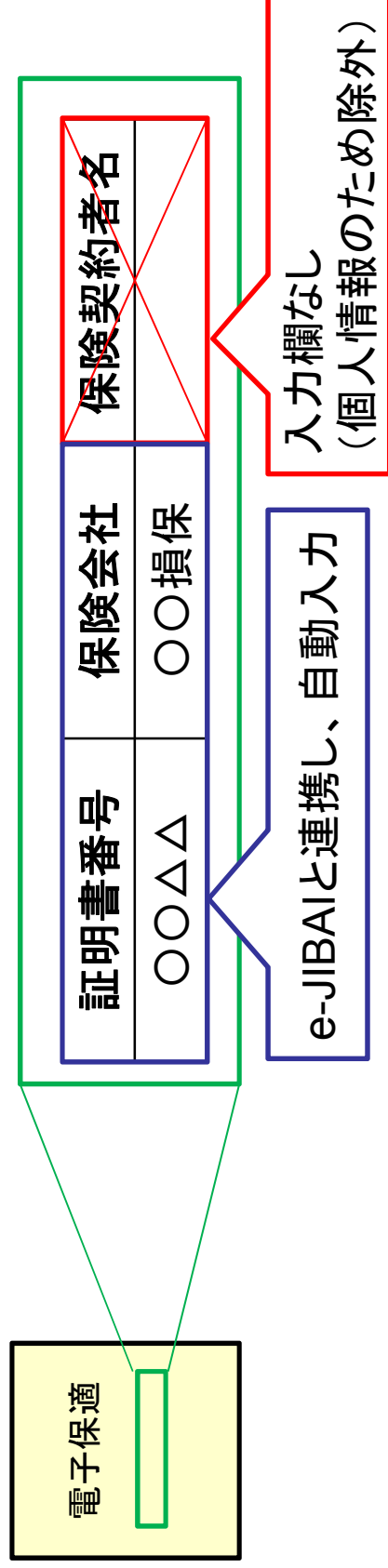
### 《紙保適の場合》

保安基準適合証に自賠責保険証の「証明書番号」、「保険会社」、「保険契約者名」を記載することにより、自賠責証明書の写しの提出に代えている。

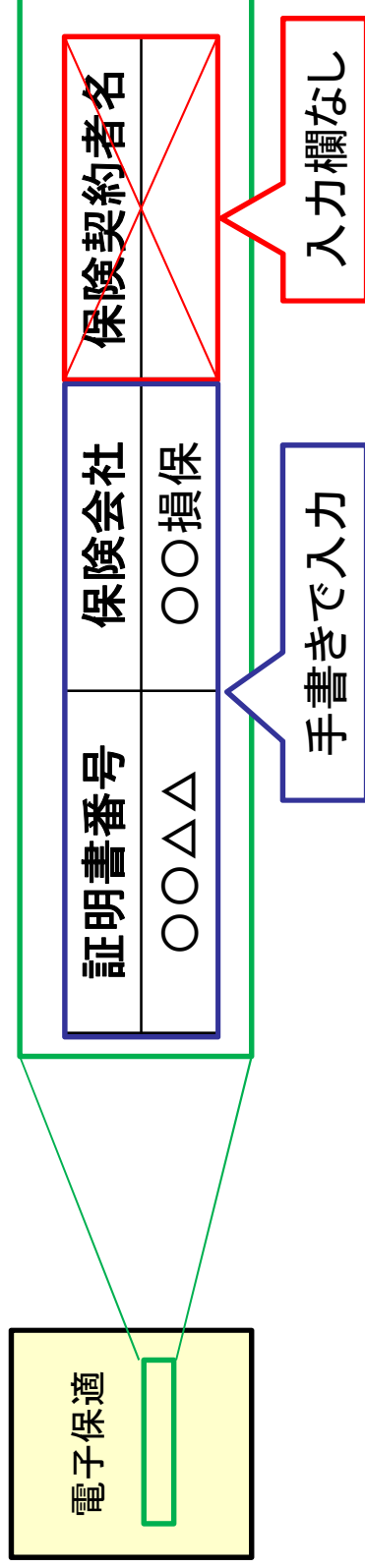


### 《電子保適の場合(電子自賠対応)》

自賠責保険証の電子情報を登録情報処理機関に提供することで、行政庁に提示したものとみなす。(自動車損害賠償保障法第9条第3項)



《電子保適の場合(電子自賠非対応)》



- ・ 自動車損害賠償保障法第9条第3項は適用されない。
- ・ 「保険契約者名」は電子保適の記載事項に含まれていないため、本通達の取扱いはできない。

自賠責証明書本紙の提示又は写しの提出が必要

【対応】

- ・ 電子保適の場合においても自賠責証明書の写しの提出を省略可能とするため、「保険契約者名」を記載項目から削除する。

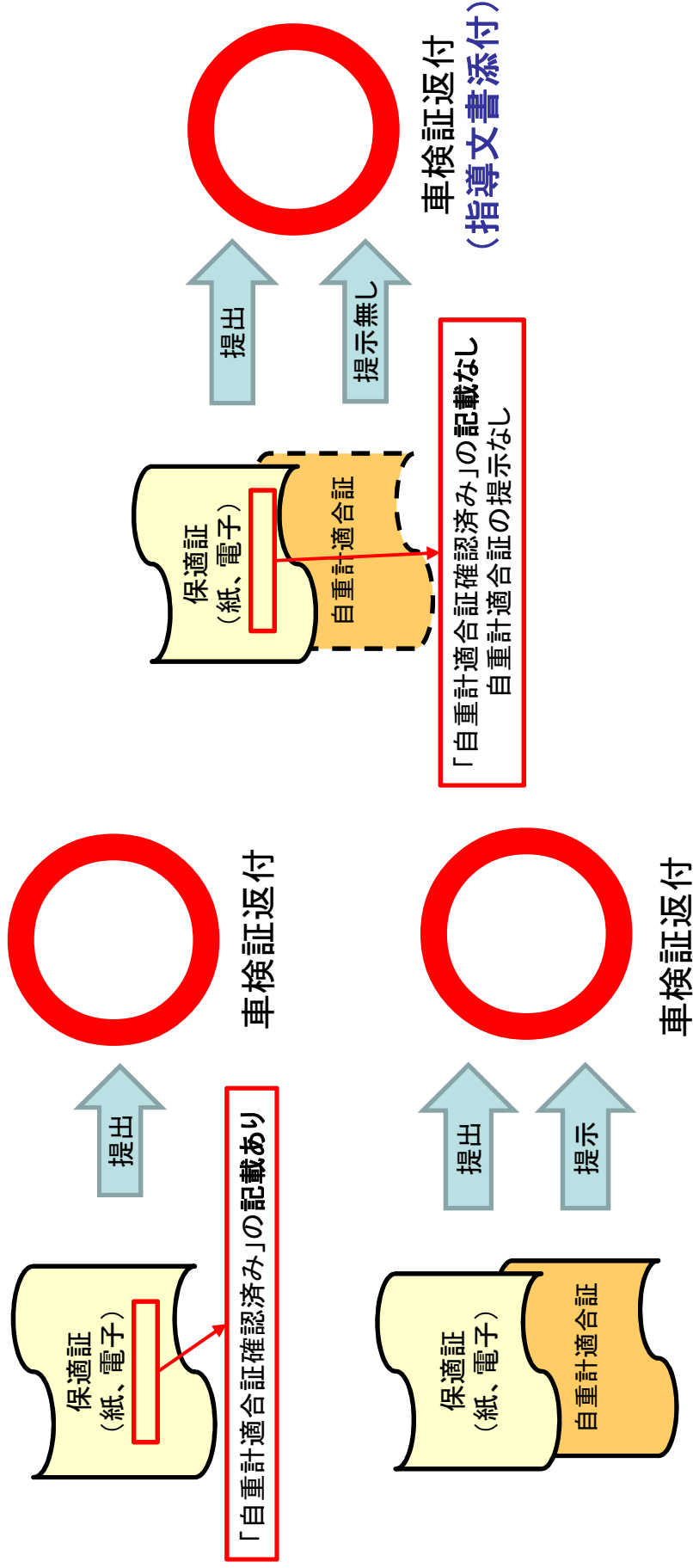
証明書番号	保険会社	保険契約者各
- ・ 自賠責証の情報を登録情報処理機関に提供できない場合※に限り、電子保適に上記の情報を入力することで自賠責証の写しに代えることができることとする。  
(※ 電子自賠非対応の場合、契約者の委託が得られない場合)



「土砂等運搬大型自動車に取り付けける自重計に関する取扱いについて」の細部取扱い通達を发出

- ・保適証(紙、電子とも)に「自重計技術基準適合証確認済み」の記載により紙での提示を省略
- ・自重計技術基準適合証の提示が無い場合も不受理・不返付の扱いとしない。
- ・自重計技術基準適合証の提示が無い場合は指導文書を出力し、車検証に添付。

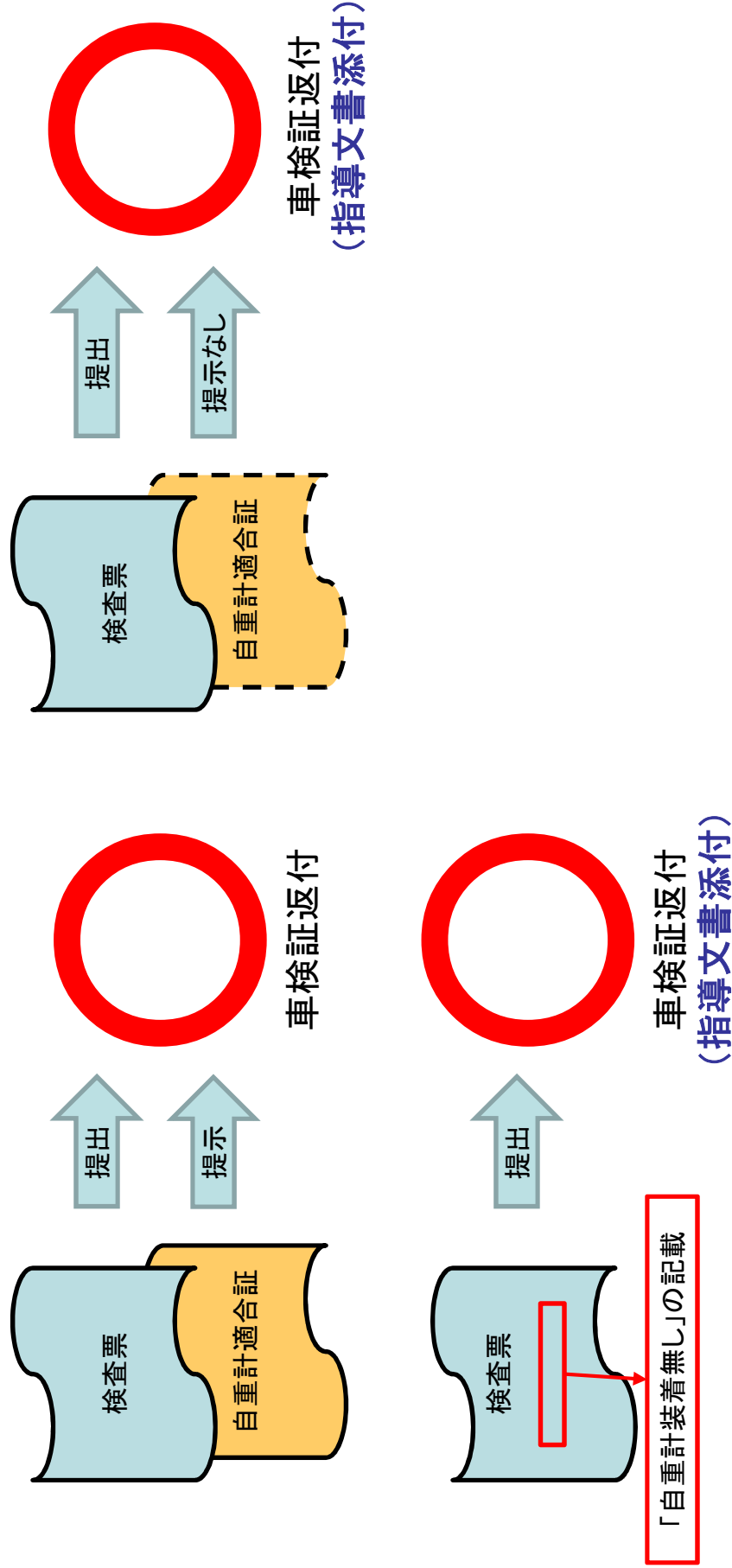
【指定扱いの場合】



## 「土砂等運搬大型自動車に取り付けける自重計に関する取扱いについて」の細部取扱い通達を发出

- ・保適証(紙、電子とも)に「自重計技術基準適合証確認済み」の記載により紙での提示を省略
- ・自重計技術基準適合証の提示が無い場合も不受理・不返付の扱いとしない。
- ・自重計技術基準適合証の提示が無い場合は指導文書を出力し、車検証に添付。

### 【持ち込み検査の場合】



## (22) 貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について

国自整第398号  
平成29年3月29日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、同年6月に「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」において、対策の一つに「車両整備の強化」が示されました。

これを受け、「貸切バスの確実な点検整備の実施に関する検討会」を設置し、対策の具体化について検討していただき、その結果を踏まえ、今般、「貸切バス予防整備ガイドライン」(別添1参照)を取りまとめました。

本ガイドラインは、保守管理に関する十分な知見を有している優良事業者の実績等を元に整備項目等の交換基準事例を示すとともに、貸切バス事業者に対し、法定点検に加え予防整備(不具合発生の予防も含めた十分な整備)を定期的実施するための整備サイクル表の作成、整備サイクル表に基づく整備の実施及び記録簿の作成を求めています。

については、貴会傘下会員である貸切バス事業者に対して、本ガイドラインに基づき、確実な点検整備の実施を徹底するよう周知をお願いいたします。

なお、本件については、別添2のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

(別添 1)

## 貸切バス予防整備ガイドライン

平成29年3月28日

国土交通省自動車局

1. 本ガイドライン策定の背景及び目的	2
2. 交換基準事例及び整備サイクル表	3
3. 整備サイクル表に基づく整備実施記録簿	3
4. 整備サイクル表の見直し	4
5. 今後の運用	4

別紙1 貸切バスの定期交換等を行う項目及び交換基準事例一覧

別紙2 整備サイクル表・参考様式

別紙3 整備実施記録簿・参考様式

(参考)

整備サイクル表参考様式・記載要領

整備実施記録簿参考様式・記載要領

## 1. 本ガイドライン策定の背景及び目的

平成28年1月15日に長野県軽井沢町においてスキーバス事故が発生し、乗客13名、乗員2名の計15名が死亡し、乗客26名が重軽傷を負いました。そのため、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、平成28年6月に「総合的な対策」が軽井沢スキーバス事故対策検討委員会でとりまとめられ、その中で、貸切バスの車両整備の強化が求められています。

車両整備については、道路運送車両法に基づき日常点検整備及び定期点検整備（以下「法定点検」という。）を確実に行うことが必要ですが、バス車両については、使われ方等により劣化や摩耗の進行状態が大きく異なるほか、事故の際の被害が甚大となるため、前回の点検整備の実施後の走行距離、部品交換後の経過時間、車齢等を踏まえ、蓄積した整備実績から得た知見等を生かし、適切な時期に必要な整備を行うことが強く求められています。

バス事業者は、法定点検に加え、使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいた点検及び必要な整備を行うことを遵守しなければなりません（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）。そのため、バス事業者が選任する整備管理者は、保有するバス車両について定期点検及び必要な整備の実施計画を作成し、実施する権限が与えられています（道路運送車両法施行規則第32条）。

本ガイドラインでは、このような車両の状態に応じた予防整備（不具合発生の予防も含めた十分な整備）に関し、保守管理に関する十分な知見を有し、確実な整備を行っている貸切バス事業者の整備事例を交換基準事例として示すとともに、各々のバスの使用実態等を考慮しつつ、定期交換等の基準（以下「整備サイクル表」という。）を設定する方法を示します。貸切バス事業者の方々が本ガイドラインを参考に整備サイクル表を定め、これに基づき適切な整備を行うことを期待します。

## **2. 交換基準事例及び整備サイクル表**

貸切バス事業者が法定点検に加え、予防整備を定期的実施するための整備サイクル表を定める上での参考となるよう、整備項目等の交換基準事例を別紙1に示します。

A～F社は、保守管理に関する十分な知見を有している貸切バス事業者（※）です。運行形態や保有車両にそれぞれ違いがありますので、各事業者は別紙1の交換基準事例及び整備サイクル表の参考様式（別紙2参照）を参考に以下の点に留意し、各事業者のバスの使用実態等を考慮しつつ整備サイクル表を設定して作業を行ってください。

なお、整備サイクル表による整備は、法定点検に加えて行うものですので、法定点検は必ず実施してください。

※調査を行った貸切バス事業者は、車両整備に関して過去5年間行政処分を受けていない事業者であって、公益社団法人日本バス協会から「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定を受けている事業者等の中から規模、運行形態を勘案し選定しています。

### **(1) 整備サイクル表の交換等を行う項目について**

各事業者は、別紙1の交換基準事例の整備項目を参考にバスの構造・装置に応じ項目を選定するとともに、定期交換等を行う項目を設定してください。定期交換等を行う項目として設定しないものについては、法定点検と併せて点検整備することとなります。

### **(2) 整備サイクル表の交換等を行う期間・距離について**

各事業者は(1)で設定した整備項目について、それぞれの事業者の状況（運行形態、保有車両数、保有車両の平均車齢、年間平均走行距離、不具合の発生履歴、蓄積している整備実績など）を考慮し定期交換等の期間・距離を設定してください。設定にあたっては、法定点検に加え交換等を行う期間・距離であることに注意してください。

なお、別紙1に示す年間整備費用は法定点検、予防整備及び臨時整備にかかる全ての整備費用（1台当たり）を含んでいます。

## **3. 整備サイクル表に基づく整備実施記録簿**

整備サイクル表に基づく整備の実施状況を記録するための整備実施記録簿の参考様式を別紙3に示します。各事業者は別紙3を参考に整備実施記録簿を用意し、実施状況を記録してください。また、車両の適切な管理の観点から整備

実施記録簿は登録を抹消するまで保管することが望まれます。

#### **4. 整備サイクル表の見直し**

各事業者は実績等を考慮し、整備サイクル表を適宜見直してください。

#### **5. 今後の運用**

今後、国土交通省においては、整備サイクル表の作成及び整備の実施状況をフォローアップするため、監査時、事業更新時等において確認・収集していきます。

また、収集する整備サイクル表及び整備サイクル表に基づく整備実施記録簿のデータを踏まえ、事故の発生状況等の相関について分析し、ガイドラインへの反映を検討します。



貸切バスの定期交換等を行う項目及び交換基準事例一覧

装置名	項目	交換基準事例							備考
		A社	B社	C社	D社	E社	F社		
かじ取装置	バスステアイル	運行形態 ※1 保有車両数(大型) (中型) (小型)	都市間中心 15両 5両	観光のみ 70両 2両	観光中心 60両 10両	観光のみ 20両 2両	観光のみ 20両 10両	観光のみ 30両 2両	
		平均車齢 ※2	-	-	7年	2両	2両	10両	10両
		年間平均走行距離 ※3	6万km	6万km	6万km	4万km	3万km	6年	5年
		年間整備費用 ※4	250万円	200万円	150万円	100万円	150万円	8年	7万km
		交換基準項目数	49	49	35	25	16	26	250万円
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	4年	2年	3年	7年	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	-	0	-	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	2年(高圧6年)	3, 6年	-	-	-	高圧2年, 低圧3年
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
かじ取装置	センターロッド ドラックリンク	運行形態 ※1 保有車両数(大型) (中型) (小型)	都市間中心 15両 5両	観光のみ 70両 2両	観光中心 60両 10両	観光のみ 20両 2両	観光のみ 20両 10両	観光のみ 30両 2両	
		平均車齢 ※2	-	-	7年	2両	2両	10両	10両
		年間平均走行距離 ※3	6万km	6万km	6万km	4万km	3万km	6年	5年
		年間整備費用 ※4	250万円	200万円	150万円	100万円	150万円	8年	7万km
		交換基準項目数	49	49	35	25	16	26	250万円
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	4年	2年	3年	7年	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	-	0	-	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	2年(高圧6年)	3, 6年	-	-	-	高圧2年, 低圧3年
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
かじ取装置	パワステ内側のゴム部品 (オイルポンプ, ステアリングギ ヤー)	運行形態 ※1 保有車両数(大型) (中型) (小型)	都市間中心 15両 5両	観光のみ 70両 2両	観光中心 60両 10両	観光のみ 20両 2両	観光のみ 20両 10両	観光のみ 30両 2両	
		平均車齢 ※2	-	-	7年	2両	2両	10両	10両
		年間平均走行距離 ※3	6万km	6万km	6万km	4万km	3万km	6年	5年
		年間整備費用 ※4	250万円	200万円	150万円	100万円	150万円	8年	7万km
		交換基準項目数	49	49	35	25	16	26	250万円
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	4年	2年	3年	7年	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	-	0	-	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	2年(高圧6年)	3, 6年	-	-	-	高圧2年, 低圧3年
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
かじ取装置	エアードライヤー	運行形態 ※1 保有車両数(大型) (中型) (小型)	都市間中心 15両 5両	観光のみ 70両 2両	観光中心 60両 10両	観光のみ 20両 2両	観光のみ 20両 10両	観光のみ 30両 2両	
		平均車齢 ※2	-	-	7年	2両	2両	10両	10両
		年間平均走行距離 ※3	6万km	6万km	6万km	4万km	3万km	6年	5年
		年間整備費用 ※4	250万円	200万円	150万円	100万円	150万円	8年	7万km
		交換基準項目数	49	49	35	25	16	26	250万円
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	4年	2年	3年	7年	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	-	0	-	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	2年(高圧6年)	3, 6年	-	-	-	高圧2年, 低圧3年
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
かじ取装置	ブレーキチャンパー (エアチャンパー)	運行形態 ※1 保有車両数(大型) (中型) (小型)	都市間中心 15両 5両	観光のみ 70両 2両	観光中心 60両 10両	観光のみ 20両 2両	観光のみ 20両 10両	観光のみ 30両 2両	
		平均車齢 ※2	-	-	7年	2両	2両	10両	10両
		年間平均走行距離 ※3	6万km	6万km	6万km	4万km	3万km	6年	5年
		年間整備費用 ※4	250万円	200万円	150万円	100万円	150万円	8年	7万km
		交換基準項目数	49	49	35	25	16	26	250万円
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	4年	2年	3年	7年	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	-	0	-	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	2年(高圧6年)	3, 6年	-	-	-	高圧2年, 低圧3年
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
かじ取装置	ブレーキバルブ	運行形態 ※1 保有車両数(大型) (中型) (小型)	都市間中心 15両 5両	観光のみ 70両 2両	観光中心 60両 10両	観光のみ 20両 2両	観光のみ 20両 10両	観光のみ 30両 2両	
		平均車齢 ※2	-	-	7年	2両	2両	10両	10両
		年間平均走行距離 ※3	6万km	6万km	6万km	4万km	3万km	6年	5年
		年間整備費用 ※4	250万円	200万円	150万円	100万円	150万円	8年	7万km
		交換基準項目数	49	49	35	25	16	26	250万円
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	4年	2年	3年	7年	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	-	0	-	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	2年(高圧6年)	3, 6年	-	-	-	高圧2年, 低圧3年
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
かじ取装置	ブレーキホース	運行形態 ※1 保有車両数(大型) (中型) (小型)	都市間中心 15両 5両	観光のみ 70両 2両	観光中心 60両 10両	観光のみ 20両 2両	観光のみ 20両 10両	観光のみ 30両 2両	
		平均車齢 ※2	-	-	7年	2両	2両	10両	10両
		年間平均走行距離 ※3	6万km	6万km	6万km	4万km	3万km	6年	5年
		年間整備費用 ※4	250万円	200万円	150万円	100万円	150万円	8年	7万km
		交換基準項目数	49	49	35	25	16	26	250万円
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	4年	2年	3年	7年	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	-	0	-	-	-	-
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	2年(高圧6年)	3, 6年	-	-	-	高圧2年, 低圧3年
		交換手または オーナーホール (期間) (距離)	-	0	0	-	-	-	0

装置名	項目	交換基準事例						備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例	
		A社	B社	C社	D社	E社	F社			
制動装置	エキスパンダー	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	○ 4年	○ 2年	○ 2年	—	—	○ 3年	○ 3年	
		交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	
	スプリングブレーキチャンパー (ヒキヤク)	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	○ 4年	○ 2、3年	○ 6年	—	—	○ 3年	○ 3年
		交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—
	ブレーキブースター (エアブースター) (エアマスタ)	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	○ 2年	○ 2年	—	—	—	—	—
		交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—
	ホイールパーク用エアホース	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	○ 6年	○ 2、3年	—	—	—	○ 2年	○ 2年
		交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—
	ホイールパークコントロール バルブ	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	○ 6年	—	—	—	—	—	○ 2年
		交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	○ 3年	—	—	—	○ 2年	○ 2年
		交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—
ブレーキライニング	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	○ 2年	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	
リレーバルブ (ウィックリソースバルブ)	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	○ 2年	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	
ブレーキフルード	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	○ 1年	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	
セーフティバルブ	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	○ 2年	○ 2年	
	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	
ABSコントロールバルブ	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	○ 2年	○ 2年	
	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	
ストップランプスイッチ	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	○ 2年	○ 2年	
	交換またはオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	

装置名	項目	交換基準事例						備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例						
		A社	B社	C社	D社	E社	F社								
走行装置	ダブルチエックバルブ	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-		○	○	○	○	○	○	○
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
	リターダーオイル	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	5万km	5万km	-	-	-	-
		交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エキスパンダー端部のダストブーツ	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
	マルチプロテクションバルブ	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
	チエックバルブ	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ASRバルブ	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ハブベアリングのグリース	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ハブ	(距離)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換またはオーバーホール (期間)	80万km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(距離)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホイールボルト (ホイールピン)	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(距離)	80万km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換またはオーバーホール (期間)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホイールベアリング	(距離)	80万km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(距離)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
タイヤ	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	
	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エアスプリングダイヤフラム	交換またはオーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	-	3年	5年	6年	-	4年	-	-	-	-	-	-	-	
	F=50R/100万km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エアサスレベリングバルブ	交換またはオーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	1年	1年	-	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交換またはオーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

装置名	項目	交換基準事例						備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例												
		A社	B社	C社	D社	E社	F社		—	○	○	○									
緩衝装置	フロントアームブッシュ	交換またはオーバーホール (期間)	—	○	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
		(距離)	—	4年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	トルクロッド ラジアスロッド	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スタビライザーブッシュ	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ダイヤフラムピストン	交換またはオーバーホール (期間)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(距離)	100万km	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サスペンションストッパ類	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
車高センサ	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
トランスミッションオイル	交換またはオーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	—	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	6万km	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	6万km	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	2年	1年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
クラッチブースター	交換またはオーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	—	2年	1年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
FFソフト・GSU	交換またはオーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交換またはオーバーホール (期間)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

装置名	項目	交換基準事例							備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例				
		A社	B社	C社	D社	E社	F社							
動力伝達装置	クラッチ	交換基準は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○
		(距離)	7年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40万km
	シフトユニット マグネチック バルブ(シフト系)	交換基準は オーバーホール (期間)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
		(距離)	-	6年	-	-	-	-	-	-	-	-	4年	4年
	トランスミッション オイルフィルタ	交換基準は オーバーホール (期間)	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
		(距離)	-	-	1年	-	-	-	-	-	-	-	1年	1年
	トランスミッション	交換基準は オーバーホール (期間)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	100~110万km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	デフアレンシヤル	交換基準は オーバーホール (期間)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	100~110万km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	クラッチエアホース	交換基準は オーバーホール (期間)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	-	6年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	クラッチオイルホース	交換基準は オーバーホール (期間)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	-	6年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	クラッチブースター ロッドエンド	交換基準は オーバーホール (期間)	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(距離)	-	-	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	シフトユニットグリース	交換基準は オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2年
	シフトユニット減圧弁	交換基準は オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2年	2年
	シフトユニットエアホース	交換基準は オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2年
	シフトユニット ギヤ位置センサー	交換基準は オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		(距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2年
	シフトユニット クラッチセンサー	交換基準は オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
(距離)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2年	

装置名	項目	交換基準事例					備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例					
		A社	B社	C社	D社	E社			F社				
電気装置	プロペラシャフトの ユニバーサルジョイント キット	交換予定は オーバーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
		交換予定は オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		交換予定は オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	2年
		交換予定は オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気装置	バッテリー	交換予定は オーバーホール (期間)	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	3年	-	-	6年	4年	2~3年	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
電気装置	サブバッテリー	交換予定は (距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	6年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気装置	エンジンオイル	交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	6万km	-	6ヵ月	1年	2.5万km	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	1年	-	1年	-	1年	-	1年	-	1年	-	-
電気装置	燃料フィルター	交換予定は (距離)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	4年	-	3年	6年	30万km	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
電気装置	エンジンオイルエレメント	交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	6万km	-	3ヵ月	1年	2.5万km	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	1年	-	1年	-	1年	-	1年	-	1年	-	-
電気装置	尿素水フィルター	交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	30万km	-	3年	6年	30万km	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	100~110万km	-	3年	-	-	-	-	-	-	-	-
電気装置	オイルクーラー	交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	30万km	-	3年	6年	30万km	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	60万km	-	3年	-	-	-	-	-	-	-	-
電気装置	LLC	交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	100~110万km	-	2年	-	-	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	6.15万km	-	6.15万km	-	-	-	-	-	-	-	-
電気装置	ウオーターポンプ	交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	100~110万km	-	7年	3年	6年	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	100~110万km	-	7年	3年	6年	-	-	-	-	-	-
電気装置	DPF/DPR	交換予定は (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	6万km	-	3年	-	1年	-	-	-	-	-	-
		交換予定は オーバーホール (期間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		交換予定は (距離)	6万km	-	3年	-	1年	-	-	-	-	-	-

装置名	項目	交換基準事例						備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例												
		A社	B社	C社	D社	E社	F社		〇	〇	〇	〇									
原動機	ターボチャージャー	交換手又はオーバーホール (期間) (距離) 100~110万km	〇	〇	〇	—	—	—	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	PCVフィルタ (エアオイルスト)	交換手又はオーバーホール (期間) (距離) 6万km	〇	—	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	エンジン本体	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	バルブクリアランス調整	調整 (期間) (距離)	〇	—	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	エア・コンプレッサ	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サブライポンプ	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ラジエーター	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	〇	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	各種補機駆動ベルト	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Noxセンサ	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アングルギヤオイル	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	—	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	尿素水ドージングホース	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	シリンダヘッド	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	インジェクター	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	噴射ポンプ	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アングルギヤブローリー	交換手又はオーバーホール (期間) (距離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

装置名	項目	交換基準事例					備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例
		A社	B社	C社	D社	E社		
ベルトアイドラプリー	交換または オーバーホール (期間)	-	○	-	-	-	-	-
	(距離)	-	3年	-	-	-	-	-
ベルトオートトランシヨナー	交換または オーバーホール (期間)	-	○	-	-	-	-	-
	(距離)	-	3年	-	-	-	-	-
ファンドライブオイル・フィル ター	交換または オーバーホール (期間)	-	-	○	-	-	-	-
	(距離)	-	-	1年	-	-	-	-
ファンブリー	交換または オーバーホール (期間)	○	-	-	-	-	-	-
	(距離)	5年	-	-	-	-	-	-
ラバーホース	交換または オーバーホール (期間)	○	-	-	-	-	-	-
	(距離)	50万km	-	-	-	-	-	-
セーブテイスイッチ	交換または オーバーホール (期間)	-	-	○	-	-	-	-
	(距離)	-	-	3年	-	-	-	-
セーブテイルレ	交換または オーバーホール (期間)	-	-	○	-	-	-	-
	(距離)	-	-	3年	-	-	-	-
尿素SOR	点検 (期間)	-	-	-	-	-	○	-
	(距離)	-	-	-	-	-	1年(点検)	-
ウオータセパレーターエレメント	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-
	(距離)	-	-	-	-	-	-	-
オイル・プレッシャ・ゲージの ホース(オイル・プレッシャ・セン シング・ユニットのホース)	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-
	(距離)	-	-	-	-	-	5万km	-
エア・チャージのホース	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-
	(距離)	-	-	-	-	-	2年	-
DPF/DPR 圧カセンサ用 配管ゴムホース	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-
	(距離)	-	-	-	-	-	2年	○
エンジン・ルーム外の燃料 ホース	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-
	(距離)	-	-	-	-	-	4年	○
エンジンルーム内の燃料 ホース	交換または オーバーホール (期間)	-	-	-	-	-	-	-
	(距離)	-	-	-	-	-	4年	○



装置名	項目	交換基準事例						備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例
		A社	B社	C社	D社	E社	F社		
その装置 エアコン用 サブエンジン	エアコンエンジン	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	○ 4年	○ 6年	-	-	-	-	-
		交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-
	エアコンエンジンオイル	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	○ 6カ月	-	-	-	-	-	-
		交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-
	エアコンエンジンプロアモーター	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	○ 1年	○ 2年	-	-	-	-	-
		交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-
	エアコンエンジンセルモーター	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	○ 4年	-	-	-	-	-	-
		交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-
	エアコンエンジン燃料フィルタ、エアクリーナ	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	○ 1年	-	-	-	-	-	-
		交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-
その装置	冷房装置	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	○ 4年	-	-	○ 7年	-	-	-
		交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-
	暖房装置	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	○ 3, 4年	○ 2年	-	○ 5, 7年	-	-	-
		交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-
	ワイバーモーター	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	○ 80万km	○ 4年	-	○ 7年	-	-	-
		交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	○ 1年	-	-
	ワイバーゴム	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-
		交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	○ 4年	-	-	-	-	-
	ウインカーフラッシュユニット	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-
		交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-
デフロスタープロアモーター デフロスターコントロールユニット	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	○ 4年	-	-	-	-	-	
	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-	
トイレ	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	○ 4年	-	-	-	-	-	-	
	交換手又は オーナーホール (期間) (距離)	-	-	-	-	-	-	-	

装置名	項目	交換基準事例						備考	参考情報・メーカー指定・定期交換部品(点検) 代用的な車両での例				
		A社	B社	C社	D社	E社	F社						
車体	交換車には オーバーホール	○	-	-	-	-	-	A社 4年時 シートカバー交換、車内清掃	-	-	-	-	-
	(期間)	4、7年	-	-	-	-	-	改修(モトカー・コンテナト交換)	-	-	-	-	-
	(距離)	-	-	-	-	-	-	F社 シート適時実施	-	-	-	-	-
交換基準項目数		49	49	35	25	16	26						

**表の裏方**

※1 運行形態: 各社の運行形態を以下の通り分類したもの

- 都市間中心: 遠距離の2地点間を往復する運行が多い形態(例: スキーツアー、夜間高速ツアー)
- 観光中心: ある範囲内の複数の場所を巡る運行が多い形態(例: 修学旅行、日帰りツアー)
- 観光のみ: ある範囲内の複数の場所を巡る運行のみ行っている形態(例: 修学旅行、日帰りツアー)

※2 平均車齢: 各社が保有する車両の平均車齢を表したもの。車齢の中央値と概ね一致する。

※3 年間平均走行距離: 各社が保有する賞切バス1台が1年間に走行する距離の平均値。

※4 年間平均整備費用: 各社が保有する賞切バス1台にかかる整備費用。法定点検整備、予防整備及び臨時整備にかかる全ての整備費用を含む。

注: 表中交換基準の設定がない項目については、法定点検を行い必要に応じ整備を行っている。

## 貸切バス予防整備ガイドライン 整備サイクル表参考様式

運送事業者名	
整備管理者名	
対象とする車種	
作成年月日	

装置名	項目	点検時 確認	交換基準 設定	交換基準		
				期間	距離	備考
かじ取装置	パワステオイル					
	パワステホース					
	パワステオイルフィルター					
	センターロッド ドラックリンク					
	パワステ内部のゴム部品 (オイルポンプ、ステアリングギヤー)					
	ステアリングベベルギヤーのオイル					
制動装置	エアードライヤー					
	ブレーキチャンバー (エアチャンバー)					
	ブレーキバルブ					
	ブレーキホース					
	エキスパンダー					
	スプリングブレーキチャンバー (ピギーバッグ)(ホイールパークチャンバー)					
	ブレーキブースター (エアブースター)(エアマスター)					
	ホイールパーク用エアホース					
	ホイールパークコントロールバルブ					
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)					
	ブレーキライニング					
	リレーバルブ (クイックリリースバルブ)					
	ブレーキフルード					
	セーフティバルブ					
	ABSコントロールバルブ					
	ストップランプスイッチ					
	ダブルチェックバルブ					
	リターダーオイル					
	エキスパンダー端部のダストブーツ					
	マルチプロテクションバルブ					

装置名	項目	点検時 確認	交換基準 設定	交換基準		
				期間	距離	備考
制動装置	チェックバルブ					
	ASRバルブ					
走行装置	ハブベアリングのグリース					
	ハブ					
	ホイールボルト (ホイールピン)					
	ホイールベアリング					
	タイヤ					
緩衝装置	エアスプリングダイヤフラム					
	エアサスレバリングバルブ					
	フロントアームブッシュ					
	トルクロッド ラジアスロッド					
	スタビライザーブッシュ					
	ダイヤフラムピストン					
	サスペンションストッパ類					
	車高センサ					
動力伝達装置	トランスミッションオイル					
	デファレンシャルオイル					
	クラッチブースター					
	クラッチオイル					
	クラッチマスター					
	FFシフト・GSU					
	クラッチ					
	シフトユニット マグネチックバルブ(シフト系)					
	トランスミッション オイルフィルター					
	トランスミッション					
	デファレンシャル					
	クラッチエアホース					
	クラッチオイルホース					
	クラッチブースター ロッドエンド					
	シフトユニットグリース					
	シフトユニット減圧弁					
	シフトユニットエアホース					
	シフトユニット ギヤ位置センサー					
	シフトユニット クラッチセンサー					

装置名	項目	点検時 確認	交換基準 設定	交換基準		
				期間	距離	備考
動力伝達装置	プロペラシャフトの ユニバーサルジョイントキット					
	トランスミッション					
	オイルクーラー用ホース					
電気装置	バッテリー					
	サブバッテリー					
原動機	エンジンオイル					
	燃料フィルター					
	セルモータ					
	エンジンオイルエレメント					
	尿素水フィルター					
	オルタネータ					
	LLC					
	エアーエレメント					
	ウォーターポンプ					
	DPF/DPR					
	ターボチャージャー					
	PCVフィルター (エアオイルミスト)					
	エンジン本体					
	バルブクリアランス					
	エアーコンプレッサー					
	サプライポンプ					
	ラジエーター					
	各種補機駆動ベルト					
	Noxセンサ					
	アングルギヤーオイル					
	尿素水ドージングホース					
	シリンダヘッド					
	インジェクター					
	噴射ポンプ					
	アングルギヤーブーリー					
	ベルトアイドラブーリー					
	ベルトオートテンショナー					
ファンドライブオイル・フィルター						
ファンブーリー						
ラバーホース						

装置名	項目	点検時 確認	交換基準 設定	交換基準		
				期間	距離	備考
原動機	セーフティスイッチ					
	セーフティリレー					
	尿素SCR					
	ウオータセパレータエレメント					
	オイル・プレッシャ・ゲージのホース (オイル・プレッシャ・センディング・ユニットのホース)					
	エア・チャージのホース					
	DPF/DPR 圧力センサ用配管ゴムホース					
	エンジン・ルーム外の燃料ホース					
	エンジンルーム内の燃料ホース					
その他の装置 エアコン用 サブエンジン	エアコンエンジン					
	エアコンエンジンオイル					
	エアコンエンジンプロアーマーター					
	エアコンエンジンセルモーター					
	エアコンエンジン燃料フィルター、エアクリーナ					
その他の装置	冷房装置					
	暖房装置					
	ワイパーモーター					
	ワイパーゴム					
	ウイカーフラッシャーユニット					
	デフロスタープロアーマーター デフロスターコントロールユニット					
	トイレ					
	車体					

## 貸切バス予防整備ガイドライン 整備実施記録簿参考様式

運送事業者名	
整備管理者名	
登録番号	
車台番号	
車両メーカー名	
初度登録年月	

装置名	項目	点検・交換 基準	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度
かじ取装置	パワステオイル						
	パワステホース						
	パワステオイルフィルター						
	センターロッド ドラックリンク						
	パワステ内部のゴム部品 (オイルポンプ、ステアリングギヤー)						
	ステアリングベベルギヤーのオイル						
制動装置	エアードライヤー						
	ブレーキチャンパー (エアチャンパー)						
	ブレーキバルブ						
	ブレーキホース						
	エキスパンダー						
	スプリングブレーキチャンパー (ピギーバッグ)(ホイールパークチャンパー)						
	ブレーキブースター (エアブースター)(エアマスター)						
	ホイールパーク用エアホース						
	ホイールパークコントロールバルブ						
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)						
	ブレーキライニング						
	リレーバルブ (クイックリリースバルブ)						
	ブレーキフルード						
	セーフティバルブ						
	ABSコントロールバルブ						
	ストップランプスイッチ						
	ダブルチェックバルブ						
リターダーオイル							
エキスパンダー端部のダストブーツ							
マルチプロテクションバルブ							

装置名	項目	点検・交換 基準	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度
制動装置	チェックバルブ						
	ASRバルブ						
走行装置	ハブベアリングのグリース						
	ハブ						
	ホイールボルト (ホイールピン)						
	ホイールベアリング						
	タイヤ						
緩衝装置	エアスプリングダイヤフラム						
	エアサスレベリングバルブ						
	フロントアームブッシュ						
	トルクロッド ラジアスロッド						
	スタビライザーブッシュ						
	ダイヤフラムピストン						
	サスペンションストッパ類						
	車高センサ						
動力伝達装置	トランスミッションオイル						
	デファレンシャルオイル						
	クラッチブースター						
	クラッチオイル						
	クラッチマスター						
	FFシフト・GSU						
	クラッチ						
	シフトユニット マグネチックバルブ(シフト系)						
	トランスミッション オイルフィルター						
	トランスミッション						
	デファレンシャル						
	クラッチエアホース						
	クラッチオイルホース						
	クラッチブースター ロッドエンド						
	シフトユニットグリース						
	シフトユニット減圧弁						
	シフトユニットエアホース						
	シフトユニット ギヤ位置センサー						



装置名	項目	点検・交換 基準	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度
動力伝達装置	シフトユニット クラッチセンサー						
	プロペラシャフトの ユニバーサルジョイントキット						
	トランスミッション オイルクーラー用ホース						
電気装置	バッテリー						
	サブバッテリー						
原動機	エンジンオイル						
	燃料フィルター						
	セルモータ						
	エンジンオイルエレメント						
	尿素水フィルター						
	オルタネータ						
	LLC						
	エアエレメント						
	ウォーターポンプ						
	DPF/DPR						
	ターボチャージャー						
	PCVフィルター (エアオイルミスト)						
	エンジン本体						
	バルブクリアランス						
	エアコンプレッサー						
	サブライポンプ						
	ラジエーター						
	各種補機駆動ベルト						
	Noxセンサ						
	アングルギヤオイル						
	尿素水ドージングホース						
	シリンダヘッド						
	インジェクター						
	噴射ポンプ						
	アングルギヤプーリー						
	ベルトアイドラプーリー						
	ベルトオートテンショナー						
ファンドライブオイル・フィルター							
ファンプーリー							

装置名	項目	点検・交換 基準	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度	平成 ●年度
原動機	ラバーホース						
	セーフティスイッチ						
	セーフティリレー						
	尿素SCR						
	ウオータセパレータエレメント						
	オイル・プレッシャ・ゲージのホース (オイル・プレッシャ・センディング・ユニットのホース)						
	エア・チャージのホース						
	DPF/DPR 圧力センサ用配管ゴムホース						
	エンジン・ルーム外の燃料ホース						
	エンジンルーム内の燃料ホース						
その他の装置 エアコン用 サブエンジン	エアコンエンジン						
	エアコンエンジンオイル						
	エアコンエンジンプロアーマーター						
	エアコンエンジンセルモーター						
	エアコンエンジン燃料フィルター、エアクリーナ						
その他の装置	冷房装置						
	暖房装置						
	ワイパーモーター						
	ワイパーゴム						
	ウインカーフラッシャーユニット						
	デフロスタープロアーマーター						
	デフロスターコントロールユニット						
	トイレ						
車体							

# 貸切バス予防整備ガイドライン 整備サイクル表参考様式・記載要領

お使いの車両ごとにその構造や使用状況等が大きく異なる場合など、整備サイクル表を複数作成することもあるかと思いますが、「対象とする車種」欄には、お使いのどの自動車についての整備サイクル表か確認できるように記載してください。

運送事業者名	
整備管理者名	
対象とする車種	
作成年月日	

装置名	項目	点検時確認	交換基準設定	交換基準		
				期間	距離	備考
エンジン	パワステオイル		○		10万km	
	パワステホース		○	4年		
	パワステベルト		○	1年	10万km	
	パワステポンプ		○	6年		O/H
	12ヶ月					
	ステアリングベベルギヤのオイル	12ヶ月				
制動装置	エアードライヤー					
	貸切バス予防整備ガイドライン別紙1に掲げられた交換基準事例を参考に、「項目」欄の部位について定期点検時に必要に応じて確認する場合は、「点検時確認」欄に当該点検の間隔を記載してください。					
	貸切バス予防整備ガイドライン別紙1に掲げられた交換基準事例を参考に、「項目」欄の部位について自社の運行形態等を踏まえた交換基準を設定しその基準に応じ交換する場合は、「交換基準設定」欄に「○」を、「交換基準」欄に交換する基準を記載してください。					
	一定期間おきにオーバーホールを行うなど、交換とは別の作業をする際は「備考」欄にその旨記載してください。					
		エキスパンダー				
		スプリングブレーキチャンパー (ピギーバッグ)(ホイールパークチャンパー)				
		ブレーキブースター (エアースター)(エアーマスター)		○	2年	
		ホイールパーク用エアホース		○	6年	
		ホイールパークコントロールバルブ		○	6年	
		EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)	12ヶ月			
		ブレーキライニング		○	3年	
		リレーバルブ (クイックリリースバルブ)	12ヶ月			
		ブレーキフルード	12ヶ月			
		セーフティバルブ	12ヶ月			
		ABSコントロールバルブ	12ヶ月			
		ストップランプスイッチ	12ヶ月			
		ダブルチェックバルブ	12ヶ月			
		リターダーオイル	12ヶ月			
	エキスパンダー端部のダストブーツ	12ヶ月				
	マルチプロテクションバルブ	12ヶ月				

一つの項目に対し、「点検時確認」欄又は「交換基準設定」欄のどちらか一方に記載があるようにしてください。

## 貸切バス予防整備ガイドライン 整備実施記録簿参考様式・記載要領

運送事業者名	
整備管理者名	
登録番号	
車台番号	
車両メーカー名	
初度登録年月	

同じ整備サイクル表を基に整備を行う場合でも、車両毎に車齢や走行距離など状態は異なるため、この記録簿は車両1台毎に作成してください。どの車両の記録簿かわかるように登録番号等を記載してください。

装置名	項目	点検・交換基準	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
かじ取装置	パワステオイル	交換 10万km		H30.8.23 99,432km		H32.9.4 206,789km	
	パワステホース	交換 4年				H32.9.4 206,789km	
	パワステオイルフィルター	交換 1年 10万	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	センターロッド ドラックリンク	O/H 6年					
	パワステオイルの点検	点検					
制動装置	(オ) 整備サイクル表で作成した点検・交換基準を記載してください。ここでは例として、1行目に「点検時確認する項目なのか交換基準を設定する項目なのか」、2行目に「点検又は交換をする期間などの基準」を記載しています。		例示として各年度別の欄を示していますが、自社で管理しやすい期間の区切りで構いません。(例:各年別、など) また、5年度分の欄を示していますが、適宜変更して構いません。(例:10年度分の欄を掲載、など)				
	ブレーキフルード	交換 2年		H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km		
	ブレーキバルブ	交換 2年		H30.8.23 99,432km		H32.9.4 206,789km	
	ブレーキホース	交換 3年			H31.8.27 149,876km		
	エキスパンダー	交換 4年				H32.9.4 206,789km	
	スプリングブレーキチャンパー (ピギーバッグ)(ホイールパークチャンパー)	交換 4年				H32.9.4 206,789km	
	ブレーキブースター (エアブースター)(エアマスター)	交換 2年		H30.8.23 99,432km		H32.9.4 206,789km	
	ホイールパーク用エアホース	交換 6年					
	ホイールパークコントロールバルブ	交換 6年					
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)	点検 12ヶ月					
	ブレーキライニング	交換 3年					
	リレーバルブ (クイックリリースバルブ)	点検 12ヶ月					
	ブレーキフルード	点検 12ヶ月					
	セーフティバルブ	点検 12ヶ月					
	ABSコントロールバルブ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	ストップランプスイッチ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	ダブルチェックバルブ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	リターダーオイル	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	エキスパンダー端部のダストブーツ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	マルチプロテクションバルブ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km

(別添2)

国自整第398号の2  
平成29年3月29日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

(国土交通省) 自動車局整備課長

### 貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、同年6月に「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」において、対策の一つに「車両整備の強化」が示された。

これを受け、「貸切バスの確実な点検整備の実施に関する検討会」を設置し、対策の具体化について検討していただき、その結果を踏まえ、今般、「貸切バス予防整備ガイドライン」(別添1参照)を取りまとめた。

本ガイドラインは、保守管理に関する十分な知見を有している優良事業者の実績等を元に整備項目等の交換基準事例を示すとともに、貸切バス事業者に対し、法定点検に加え予防整備(不具合発生の予防も含めた十分な整備)を定期的実施するための整備サイクル表の作成、整備サイクル表に基づく整備の実施及び記録簿の作成を求めている。

については、貴局管内の貸切バス事業者に対して、本ガイドラインに基づき、確実な点検整備の実施を徹底するよう周知を図られたい。

なお、本件については、別添2のとおり公益社団法人日本バス協会に通知したので申し添える。